

課外活動団体 御中

学生生活支援部

【重要】緊急事態宣言解除後の10月1日以降の課外活動について

政府は9月28日付で、現在神奈川県を含む19都道府県に発出されている緊急事態宣言について、9月30日を以て全面的に解除することを決定しました。

これを受け、本学の課外活動については、本学が定める「課外活動における新型コロナ予防・感染拡大防止ガイドライン～公認団体（準公認団体含む）版～」を遵守することができ、団体内で感染者または濃厚接触者が発生した際に、迅速に対応できると判断された公認団体を対象に、学内施設での活動を認めることといたします。

今回の措置は、今後の感染状況によって変更となる可能性があります、その際は改めて通知いたします。

なお、公認サークル団体についても今後活動を再開できるよう検討を重ねておりますので、引き続きオンラインや自主練習等、接触を伴わない活動を継続していただきますようお願いいたします。

記

● 対象団体

全ての公認団体／準公認団体

※重点強化部は、スポーツセンターの指示に従ってください。

※公認サークル団体は今回の要件緩和の対象となりません。

● 活動再開に係る手続き

- (1) 部内で「新型コロナ感染対策オンライン説明動画」を視聴すること。
- (2) 部内で「課外活動における新型コロナ予防・感染拡大防止ガイドライン」の記載内容を十分に確認し、活動再開に際しての準備を行うこと。
- (3) 部内で「新型コロナ禍の課外活動において団体責任者（部長・監督）が行うべきことについて」「新型コロナ感染者・濃厚接触者発生時の団体責任者の対応マニュアル」の記載内容を十分に確認し、有事に迅速に対応できるよう役割分担を明確にすること。
- (4) (1)～(3)の事前準備を行い、「誓約書」を所属キャンパス学生課宛に提出すること。

● 利用可能な学内施設

各キャンパスの講堂及び課外活動施設（グラウンド、テニスコート、体育館等）

※横浜キャンパス 22号館地下リハーサル室および横浜・湘南ひらつかキャンパスの部室については、身体的距離を確保することが困難な環境のため、荷物搬出以外の目的での入室は認めません。

● 学内施設の予約方法

各キャンパスの課外活動担当より、別途ご案内をいたします。

以上

《本件に関するお問い合わせ先》

横浜キャンパス	: kuykagai-ml@kanagawa-u.ac.jp
湘南ひらつかキャンパス	: kukagai-shc@kanagawa-u.ac.jp
みなとみらいキャンパス	: kagai-mmcc@kanagawa-u.ac.jp